

(1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
名称	名称
略	略
調査審議する事項	調査審議する事項

鳥取県特別免
許状教育職員
検定審査委員
会

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条
第2項の規定による教育職員検定に関する事項

略

鳥取県特別免
許状教育職員
検定審査委員
会

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条
第3項の規定による教育職員検定に関する事項

略

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。